

鳥取県採用試験を受験する学生の交通費補助金の 事務手続きについて

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①交付申請	申請者	随時（原則として事業実施の 20 日前）	交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、県へ提出してください。予算の状況によっては年度途中で受付を終了する場合があります。
②交付決定	県	①の受付後 30 日以内	提出された書類を県で審査し、交付決定（又は不決定）を通知します。交付決定された場合は、交付決定日以降、事業に着手していただけます。
③実績報告書提出	申請者	次のア又はイのいずれか早い日までに提出してください。 ア 補助事業の完了（又は中止・廃止）の日から 30 日を経過する日 イ 交付決定を受けた年度の翌年度の 3 月 20 日（事業が交付決定年度内に完了した場合）	事業を実施し、補助対象経費の支払が全て完了した後、実績報告書、事業報告書、収支決算書（領収書等の証拠書類含む）を提出してください。
④実績報告確認	県	実績報告受理後速やかに	実績（事業成果・支出状況・経理処理）について、調査確認し、補助金額を確定・通知します。
⑤補助金支払	県	確定通知送付から 2 ～ 3 週間程度	補助金の精算払を行います。

提出先・問い合わせ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用政策課 雇用戦略担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地（本庁舎 7 階）
電話：0857-26-7662
ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp